

# 金型取引ガイドライン

## (正しい金型受発注マニュアル)

平成20年6月



社団法人 日本金型工業会  
金型取引ガイドライン作成委員会

# 目 次

はじめに .....	1
1. 下請法とは .....	2
2. 発注元である親事業者が負う義務 .....	3
3. 発注元である親事業者の禁止行為 .....	6
4. 正しい金型受発注の実現に向けて .....	10
<付録>	
金型の知的財産について考える（入門編） .....	13

## はじめに

経済産業省は平成18年5月発表の「素形材産業ビジョン」の中で、金型を含めた素形材産業の存在が日本の製造業にとっての世界に対する強味であるが、その素形材産業が優れた技術・技能を持ちながらも、利益無き繁忙や慢性的赤字体質と言われるような体質的、構造的な低収益体制に陥ってしまっている。このまま素形材産業が衰退すると我が国を支える製造業全体の競争力が低下してしまうので、素形材産業が儲かる体質を構築することが急務であると指摘、そのためには取引の改善、適正取引が重要であるとの認識から、平成18年11月に「素形材産業取引ガイドライン」を発表しました。

しかし、当工業会においては、金型は一品受注オーダーメイド品であることから、他の素形材産業と比べ取引あるいは商慣習が非常に特殊であり量産品取引とは一緒に考えにくい、よって金型独自の取引ガイドライン作成を求める声が強くなり、平成19年11月22日開催の第54回理事会にて「金型取引ガイドライン」を当工業会独自で作成することとなりました。

本ガイドラインは、金型取引だからこそ悩み苦しむ困った問題の取引事例、金型事業者が希望する適正取引事例に関して、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」とする）も視野に入れ、金型事業者がユーザーとの間において公正な取引が図れることを目的として社団法人日本金型工業会が作成したもので、違法行為摘発・判定のための下請法解釈書ではなく、あくまでも下請法と金型取引事例を関連づけその留意点を提示したものととして作成致しました。

また、ノウハウの塊である金型の取引においては知的財産に関することは重要であるので、業界内において認識を深めてもらうための資料として「金型の知的財産について考える（入門編）」を付録として掲載いたしました。

最後に、1社でも多くの会員企業の皆様にご利用頂くために、まずは読んで頂く、先ずは興味を持って頂く、さらに金型取引改善に向けてご協力頂く立場でもあるユーザー担当者への配布も考え、その内容をコンパクトにまとめたリーフレット（一枚刷りの印刷物）も作成しましたので有効利用頂けますよう宜しくお願い致します。

平成20年6月

社団法人日本金型工業会

金型取引ガイドライン作成委員会

## 1. 下請法とは

### (1) 下請法とは

下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」とする）は独占禁止法の特別法であり、委託元である「親事業者」が委託先である「下請事業者」に対する優越的地位の濫用行為を取り締まり、下請取引の公正化と下請事業者の利益を保護することを目的に制定された法律である。

公正取引委員会は、親事業者が下請法 4 条（親事業者の禁止事項）に違反していると認めるときは、親事業者に対して違反行為をやめるよう勧告等の行政指導をしている。そして、勧告した場合には原則として事業社名、違反事実の概要、勧告の概要等を公表している。

### (2) 下請法の対象となる取引

下請法は、その適用対象となる下請取引の範囲を、①取引の内容と②事業者の資本金（出資金を含む。）規模の両面から定義している。この両方の条件に合致した取引を下請取引といい、下請法が適用される。①については、物品の製造委託・修理委託、情報成果物（プログラムや映画、放送番組、設計図など、文字・図形・記号などから構成されるもの）の作成委託、役務の提供委託（ビルのメンテナンスや貨物運送サービスなど）が対象となる。

金型については、親事業者が販売又は製造する製品やその部品等を製造するのに用いられる金型について、その製造を委託する取引が対象となる。親事業者が工場内で自ら使用又は消費する工具類等の物品を社内で製造している場合に、その物品やその部品等の製造に用いられる金型について、その製造を委託する取引も対象となる。親事業者が販売又は製造する製品やその部品等の製造を委託しても、その製品や部品等の製造に必要な金型自体の製造とその引渡しを委託していない場合には、たとえその製品や部品等を製造するのに金型の製造が不可欠であったとしても、その金型の製造については下請取引に該当しない。

金型の製造委託が対象となる②をみると、資本金が 3 億 1 円以上の親事業者が資本金 3 億円以下又は個人の金型事業者に製造委託を行う場合、及び資本金が 1 千万 1 円以上の親事業者が資本金 1 千万円以下又は個人の金型事業者に製造委託を行う場合に下請法が適用される。

また、このいずれかの資本金要件を満たす親事業者が下記 A 及び B の 2 つの条件をともに満たす子会社等を設立し、その子会社等が金型事業者に発注を行った場合には、その子会社等が親事業者とみなされ、下請法の規制の対象となる（下請法第 2 条第 9 項：トンネル会社の規制）。

トンネル会社とみなす条件（A、B 共に満たすことが必要）

A. 親事業者からの役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合（例

例えば、親事業者の議決権が過半数の場合、常勤役員の過半数が親会社の関係者である場合又は実質的に役員の任免が親会社に支配されている場合)

B. 親事業者から受託した下請取引の全部又は相当部分について、再委託する場合（例えば、親事業者から受けた委託額又は量の50%以上を再委託している場合）

### （3）金型取引ガイドライン作成の意義

以上が下請法の概要であるが、こうした法律がありながら、これまで下請事業者が同法を十分に活用してきたとは言い難い。その理由として、そもそも下請法の存在を認知していない下請事業者はともかくとしても、認知していて、なおかつ取引に問題を抱えている下請事業者でも親事業者に同法を持ち出し「改善交渉すれば取引関係を悪化させる懸念がある」「抜け掛けする事業者がいるため自社単独交渉できない」など1社単独ではなかなか活用に踏み切れないことがある<sup>1</sup>。

一方で、企業の社会的責任が世界的に取り沙汰されるなかコンプライアンス重視、そのなかで経済産業省、公正取引委員会も下請法の適用、運用強化に乗り出している。そうした流れを受けて素形材産業においても平成18年11月に「素形材取引ガイドライン」が作成されたが、どちらかといえばプレス、鋳物など量産の素形材産業を中心とした内容となっており、一品生産の金型取引にとって必ずしも使い勝手のよい内容にはなっていない。

そこで金型取引を前提としたガイドライン（金型取引ガイドライン）を作成することにより、取引先である親事業者、金型事業者（下請法に規定する下請事業者であるものとする。以下、同じ。）に向けた同法への理解・活用促進を図り、また親事業者に業界団体の要望を明確に伝達する手段とすることを狙いとしている。

## 2. 発注元である親事業者が負う義務

下請法では親事業者に対し、以下（1）～（4）の義務を定めている。

### （1）書面の交付義務（下請法第3条）

親事業者に対して取引上弱い立場にある下請事業者にとって受発注内容が書面化されることは大変重要である。特に金型産業においては書面交付について問題としている企業が他の素形材産業に比べて少なくない<sup>2</sup>。また金型が実際に発注される前から親事業者の今後の生産計画を把握し、それに向けて機械の準備等をしながら実際には発注されず、受注を見込んでいた金型事業者が大きな損失を被るなどの事例も報告されている。そうした問題を回避するためにも、口約束ではなく発注書面が交付されることは公正な取引実現に向けた大きな後ろ盾となる。

<sup>1</sup> 経済産業省「平成19年度素形材関連取引実態調査報告書」（平成20年3月）より。

<sup>2</sup> 素形材産業全体では「もともと問題になっていない」が69.1%を占めるのに対し、金型産業は55.4%に過ぎず、他産業と比べもっとも低い割合である（経済産業省「平成19年度素形材関連取引実態調査報告書」、P37 グラフより）。

下請法では親事業者は製造委託をしたら直ちに発注書・注文書など発注内容を記載した書面（以下、3条書面とする）を下請事業者に交付しなければならないとしている。この規定に違反すれば50万円以下の罰金が課される（第10条第1号）。なお3条書面に記載する内容は下記①～⑪の項目であり、親事業者はこれらの事項について明確に記載しなければならない。また取引の過程で、3条書面に記載されている委託内容を変更し、又は明確化した場合には、親事業者はこれらの内容を記載した書面を金型事業者に交付する必要がある。

親事業者と金型事業所の最初のコンタクトは電話で行われる場合が少なくないが、その際でも親事業者は「直ちに注文書を交付するので確認してもらいたい」旨を金型事業者に伝えて、直ちに書面を渡すことが必要になる。また電子メールで発注するには親事業者は金型事業者に対し、事前に電磁的方法の種類及び内容を示した上で承諾を得なければならない。

### 3条書面に記載する事項

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 親事業者及び下請事業者の商号、名称等</li><li>② 製造委託等をした日</li><li>③ 下請事業者の給付の内容（品目、品種、数量、規格、仕様等）</li><li>④ 給付を受領<sup>3</sup>する期日</li><li>⑤ 給付を受領する場所</li><li>⑥ 検収をする場合は、検収を完了する期日</li><li>⑦ 下請代金の額</li><li>⑧ 下請代金の支払期日</li><li>⑨ 手形を交付する場合は、その手形の金額及び満期</li><li>⑩ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関の名称、金融機関から貸付け又は支払を受けることができる額、親企業が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関に支払う期日</li><li>⑪ 原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの日、決済の日・方法</li></ul> |
|---|

交付書面に様式の制約はなく、同じ金型事業者への発注が多数（複数金型）ある場合には一覧の形式でも問題はない。また取引が継続する金型事業者とのあいだで基本取引契約書等を取り交わしていることがあるが、前掲①～⑪の項目と共通であれば、個々の発注に際して交付する書類への記載が不要となる。この場合には発注書面に「下請代金の支払方法等については現行（基本取引契約書等）の『支払方法等について』によるものである」ことなどを付記して3条書面との関連付けをしておくことが必要である。しかしながら基本契約書等について個々の発注についての下請代金額、支払期日までは記載されていないことが想定され、その際は個々の3条書面に記載する必要がある。

また発注書面の具体的記載事項のうち、その内容が定められないことについて「正当な理由がある」事項（以下「特定事項」という。）がある場合は、当該事項を記載せずに金型事業者に書面を交付（以下「当初書面」という。）することが認められる。その場合、当初書面には記載しなかった事項について、内容が定められない理由（例：ユーザーの詳細仕様が未確定であるため）及び内容を定めることとなる予定期日（例：○年○月○日、ある

<sup>3</sup> 「受領」とは、下請事業者が納入したものを、社内検査の有無にかかわらず受け取る行為を指し、下請事業者の納入物品等を親事業者が事実上支配下におけば受領したことになる。

いは発注後〇日)を記載しなければならない。この特定事項については、その内容が確定した後は直ちに特定事項の内容を記載した書面(以下「補充書面」という。)を遅くとも納入日までには交付しなければならない。この場合、当初書面と補充書面の注文番号を同じにしたりするなど当初書面と補充書面との相互の関連性を明らかにする必要がある。

具体的記載事項のうちでも特に金型は⑦下請代金の額について発注時点で確定できないケースが少なくないが、下請代金額を自動的に確定できる「算定方式」があれば、それを記載しなければならない。その際、3条書面とは別に算定方式を定めた書面を交付する場合は、これらの書面の関連付けを行うこととされており、また下請代金の具体的な金額が確定した後は速やかに下請事業者へその旨書面を交付する必要がある。それでもなお記載が困難な場合は以下A、Bのどちらかでも認められる。

A. 仮下請代金額の設定…ただし、「仮」、「カリ」、「\*」等の符号による表示の方法により正式な代金額でないことを明示。

B. 下請代金額を未記載…前記した「特定事項」がある場合。

これらA、Bの場合についても、下請代金額が定められない理由及びそれを定められることになる予定期日を当初書面に記載し、金額が確定した後は、直ちに正式金額を記載した補充書面を交付することが必要となる。

なお改造等、親事業者の都合で書面内容に変更が生じた際は、その都度、変更事項を記載した書面を交付しなければならない。

## (2) 書類等の作成・保存義務(第5条)

製造委託をした親事業者には下請事業者の給付の内容、給付の受領、下請代金の額など下記①～⑯を記載した書類を作成し、2年間保存しなければならない。これは違反行為に対する親事業者の注意を喚起するとともに、公正取引委員会や中小企業庁による迅速、正確な調査や検査に役立てるためのものである。この規定に違反すれば50万円以下の罰金が課される(第10条第2号)。

### 取引記録に記録すべき事項

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 下請事業者の名称(番号、記号等による記載も可)</li><li>② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日</li><li>③ 下請事業者の給付の内容</li><li>④ 下請事業者の給付を受領する期日(役務提供委託の場合は、役務が提供される期日・期間)</li><li>⑤ 下請事業者から受領した給付の内容及びその給付を受領した日(役務提供委託の場合は役務が提供された日・期間)</li><li>⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、その検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い</li><li>⑦ 下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、その内容及び理由</li><li>⑧ 下請代金の額(算定方式による記載も可)</li><li>⑨ 下請代金の支払期日</li><li>⑩ 下請代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由</li><li>⑪ 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段</li></ul> |
|--|

- ⑫ 下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
- ⑬ 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関に支払った日
- ⑭ 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡し日、決済をした日及び決済方法
- ⑮ 下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
- ⑯ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

### (3) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）

親事業者は金型事業者との合意の下に下請代金の支払期日を「形状品サンプルあるいは金型を金型事業者から初めて受領した日」から起算して60日以内のできる限り短い期間内で定めなければならない。支払期日を定めなかった場合などには以下のように支払期日が法定される。

- ① 当事者間で支払期日を定めなかったときは「形状品サンプルあるいは金型を金型事業者から初めて受領した日」
- ② 当事者間で合意された取り決めがあっても「形状品サンプルあるいは金型を金型事業者から初めて受領した日」から起算して60日を超えて定めたときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日

### (4) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

下請代金の支払期日までに支払わなかった時は、「形状品サンプルあるいは金型を金型事業者から初めて受領した日」から起算して60日を超えた日から実際に支払をするまでの期間について、その日数に応じて未払金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払わなければならない。

## 3. 発注元である親事業者の禁止行為

下請法では親事業者に対し、以下(1)～(11)の禁止行為を定めている。

### (1) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）

買ったたきとは下請代金の額を決定する際に、①発注した内容と同種又は類似の給付<sup>4</sup>の内容に対して「通常支払われる対価」に比べて著しく低い額を②「不当に定める」行為を指す。①「通常支払われる対価」とは、同じような取引の給付の内容（又は役務の提供）について、その金型事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（通常の対価）のことをいう。通常の対価の把握が困難な場合は、例えば、その給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、従前の給付に係る代金を通常支払われる対価として取り

<sup>4</sup> 金型事業者が親事業者から受注して製造・作成等した商品等を引き渡したり、役務を提供したりすること。

扱う。②「不当に定める」とは下請代金額の決定に際し、金型事業者の事情を考慮し十分な協議が行われたか、対価が差別的でないかどうかを指す。

以下、下請代金額の決定方法を中心に禁止行為に該当するおそれがあるものを列挙する。

- ① 親事業者の予算単価のみを基準として一方的に通常の対価より低い価格で下請代金の額を定めること。
- ② 多量の発注をすることを前提として金型事業者に見積りをさせ、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金額を定めること。
- ③ 合理的な理由がないにもかかわらず、特定の金型事業者を差別して取扱い、他の金型事業者より低い下請代金の額を定めること。
- ④ 一律に一定比率で代金を引き下げ下請代金額を定めること。
- ⑤ 同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常の対価より低い下請代金額を定めること。

## (2) 下請代金の減額の禁止 (第4条第1項第3号)

(1)「買ったとき」は、発注の際に下請代金の額を決定する時点で生じる違反行為であるのに対し、「下請代金の減額」は発注後、金型事業者に責任がないのに発注時に決定した(3条書面に定めた)下請代金の額を事後的に差し引くことを指す。

この減額については単純な①値引き、歩引きの他、②親事業者の販売拡大などのための協力金、③手形払を金型事業者の希望により一時的に現金払にした場合、その事務手数料として下請代金額から親事業者の短期調達金利相当額を超える額を差し引く、④金型事業者との合意なく、下請代金を銀行口座へ振り込む手数料を下請代金額から差し引く、⑤消費税・地方消費税相当分を支払わないことなども該当し、その方法、金額の多少も問わない。

また、下請事業者との間で単価の引下げについて合意が成立し単価改定されたときは、その合意前に既に発注されているものにまで新単価を遡及して適用すると減額となる。旧単価から新単価に引き下げたときは、新単価は単価改定が合意された後の発注分から適用する必要がある。

金型事業者との間で、発注後に一定金額を下請代金から差し引くことで合意している場合であっても、下請法違反となる。

## (3) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止 (第4条第2項第4号)

不当な給付内容の変更・やり直しの禁止とは、金型事業者の責任がないのに費用を負担せずに、①発注の取り消し、②受領後のやり直し、③給付内容の変更をすることである。

金型の場合、サンプル品あるいは金型を最初に受領してから検収終了まで数回にわたる金型の修正が必要になるが、この修正を無償で金型事業者に求めるには、受領したサンプル品あるいは金型が3条書面に記載された「給付の内容(仕様等)」を満たさず、その原因が金型事業者の責めに帰すべきものであることが必要である。そうでない場合、あるいは3条書面に記載された給付の内容が明確でない場合に、必要な追加費用を親事業者が負担することなくやり直しさせると②にあたる恐れがある。

さらに金型の場合、金型を受領する以前の③給付内容の変更、具体的には設計変更が常

態化している。これについても前記と同様の考え方で、親事業者の都合で設計変更された場合にかかる費用負担は親事業者による。なお給付内容が変更された場合、親事業者はその内容を記載して保存する必要がある。

「素形材産業取引ガイドライン」によれば、下請法で認められている②やり直し又は③給付内容の変更については、金型事業者の責めに帰すべき理由がある場合であって、かつ通常の検査で直ちに発見できない瑕疵（キズ・痛み）があるときには原則として1年以内に限ってやり直しさせることが認められているが、1年を超えた後にやり直しさせると下請法違反となり注意が必要である。

#### **（４）購入・利用強制の禁止（第４条第１項第６号）**

親事業者が、下請事業者に注文した給付の内容を維持するためなどの正当な理由がないのに、親事業者の指定する製品（含自社製品）・原材料等を強制的に下請事業者を購入させたり、サービス等を強制的に下請事業者を利用して対価を支払わせることである。

#### **（５）不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第４条第２項第３号）**

親事業者が、金型事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、金型事業者の利益を不当に害することである。親事業者が下請事業者に対して金型の製造委託を行った際に、３条書面上の給付の内容に金型の図面が含まれていないにもかかわらず、金型の納入に併せて当該図面を納品するよう要請した場合には、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。金型と併せてその図面を提供させたいという場合には、別途対価を支払って買い取るか、又はあらかじめ発注内容には金型の図面を含むことを明らかにし、当該図面を含んだ対価を金型事業者との十分な協議の上で設定して発注する必要がある。

#### **（６）下請代金の支払遅延の禁止（第４条第１項第２号）**

金型の検収においては、その終了・未終了の基準があいまいであり、親事業者の都合や判断によって如何様にも変えることができる。これが金型事業者への支払いを遅らせ、同事業者の経営を圧迫する元凶になっているとの指摘が少なくない。

この点について下請法では親事業者は検収が終わるか否かを問わず、給付（金型）を「受領した日」から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと下請法違反となることが定められている。なお、ここでいう「受領した日」とは金型事業者が形状品サンプルあるいは金型を初めて親事業者に「納品した日」を指し、「検収日」とは何ら関係はない。

#### **（７）割引困難な手形の交付の禁止（第４条第２項第２号）**

親事業者が下請事業者に対し下請代金を手形で支払う場合、一般の金融機関で割り引くことが困難な手形を交付すると、下請法違反となる。手形のサイトについて、公正取引委員会は繊維業では90日、その他の業種では120日を超えるサイトの手形については、割引困難な手形とみなし、そのサイトを短縮するよう指導している。

#### **(8) 受領拒否の禁止 (第4条第1項第1号)**

親事業者が金型事業者に対して製造を委託した金型を、金型事業者が納期日に納入してきた場合、親事業者が金型事業者に責任がないのに目的物の受領を拒むと下請法違反となる。また、発注の取消し(契約の解除)をして、給付の目的物である金型を受領しないことや、納期を延期して金型を受領しないこと、恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準で合格とされたものを不合格とすること、取引の過程において、注文内容について金型事業者が提案し、確認を求めたところ、親事業者が了承したので、金型事業者がその内容どおりに作成したにもかかわらず、注文と異なることなども下請法の不当な受領拒否が該当する。

なお、金型事業者に責任がある場合とは次の通りである。

- (ア) 注文と異なるもの又は金型に瑕疵等があるものが納入された場合
- (イ) 指定した納期までに納入されなかったため、そのものが不要になった場合(ただし、無理な納期を指定している場合などは除かれる。)

#### **(9) 返品禁止 (第4条第1項第4号)**

親事業者は金型事業者から納入された金型を受領した後に、その金型に瑕疵があるなどを明らかにして、受領後速やかに不良品を返品することは認められるが、それ以外の場合、受領後に返品すると下請法違反となる。通常の検査で直ちに発見できる瑕疵の場合、発見次第速やかに返品する必要がある。

#### **(10) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 (第4条第2項第1号)**

親事業者が、金型事業者が給付(金型)に必要な半製品、部品、附属品又は原材料を有償で支給(販売)している場合、金型事業者が責任がないにもかかわらず、この有償支給原材料等を用いて製造又は修理した金型の下請代金の支払期日より早い時期にその原材料等の対価を金型事業者を支払わせたり、下請代金から控除(相殺)をすると、下請法違反となる。

この規制は、親事業者が原材料等を「自己(親事業者)から購入させた場合」に適用され、自己(親事業者)以外の者から購入させた場合には適用されない。

金型事業者が責任がある場合としては、次のような場合が考えられる。

- (ア) 金型事業者が支給された原材料等をき損し、又は損失したため、親事業者に納入すべき金型の製造が不可能となった場合
- (イ) 支給された原材料等によって不良品や注文外の金型を製造した場合
- (ウ) 支給された原材料等を他に転売した場合

#### **(11) 報復措置の禁止 (第4条第1項第7号)**

親事業者が、金型事業者が親事業者の下請法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由に、その金型事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをすることは下請法違反となる。

これは、弱い立場にある金型事業者が、報復をおそれることなく、公正取引委員会や中小企業庁に対し、親事業者の下請法違反行為を情報提供（申告）できるように配慮した規定である。

#### 4. 正しい金型受発注の実現に向けて

##### (1) 親・金型事業者の役割

取引の直接の当事者である親事業者、金型事業者が下請法及び取引ガイドラインに認知・理解を深めることは言うまでもないが、特に親事業者においては組織も大きく、実際に認知・理解しているのは受発注の窓口となる購買担当者だけ、あるいはその部門長だけというケースも少なくない。購買部門での認知・理解を深めることはもちろんであるが、特に金型の場合、製品開発にあたっては親事業者の開発部門、実際に金型利用する製造現場では生産技術部門とのつながりも深い。日本製金型が持つ価値を認識するのは、むしろこれらの部門とも言え、その価値を提供する金型事業者が適正な利益が得られるよう、これらの部門への認知・理解を広げていくことも必要である。有名企業による反社会的な不祥事が多発し、その社会的責任、法令遵守（コンプライアンス）への再認識が叫ばれる昨今、金型事業者への不公正な取引の強要は企業へのイメージ・信用失墜につながりかねないことを認識し、公正な取引実現にむけた対応が望まれる。

一方、金型事業者の方についても、取引が改善されない要因として「同業者の足並みが揃わない」「抜け駆けする事業者の存在」等が指摘されている。こうした行為は短期的には個社の利益につながることになっても、東アジア金型産業との競争が激化するなかで、長期的にはその個社を含むわが国金型産業全体の利益を損なうことにつながりかねない。こうしたことを肝に銘じながら「個社の利益ばかりにとらわれない」、親事業者に対しても法律に則り「言うべきことは言う」姿勢を持ち、公正な取引実現にむけた対応が望まれる。

##### (2) 業界団体の役割

業界団体においては金型事業者が親事業者に高品質な金型を供給しつづけていくことができるよう、そのためには金型事業者が適正な利益を確保し、親事業者との共存共栄を図れるよう下請法の普及や情報収集に努めていく。具体的には、下請法説明会の開催など(1)で記した認知・活用促進に向けた取り組み、金型事業者の声に耳を傾けながら公正な取引が行われているかどうかを常に把握することなどである。さらに、その実態を金型事業者にフィードバックするとともに経済産業省や公正取引委員会、全国中小企業取引振興協会に対し報告・協議できる仕組み・体制を構築していく。

また今後、事業者間の取引においても下請法をめぐる運用上の問題、新たな問題などの発生も想定される。そうした意味で本取引ガイドラインの追加・見直しも必要になるが、そのための情報収集、実施体制など下地づくりを行っていく。

一方、買ったたきや下請代金の減額等に対し、金型製作にかかるノウハウへの対価、必要な経費を明示するのは見積書である。この見積書について現状では各社様々であり、金

型事業者のなかには実際にかかる経費にもかかわらず、これまでは自社で負担してきたため新たに見積書に計上しにくい、親事業者に請求しにくいといった声も少なくない。こうした状況を改善するには業界団体を中心に業界標準の見積書を作成することが有益な手立てとなり、既に金型産業ビジョン（平成19年9月）のなかでも対策として打ち出されている（16頁）。ただし同作成については、契約書全体のなかでの位置づけ、仕様書との関連などの点について企業から様々な意見があり、その意見を集約しながら可及的速やかに業界標準見積書を作成していく。

### （3）行政の役割

平成20年3月25日に発表された経済産業省ニュースリリースによれば、経済産業省と公正取引委員会との間で「不正な取引方法」の効果的な調査・取締りの協力スキームを構築し、これを円滑に運用するために協力していくことが決定された。この協力スキームのもとでは、経済産業省が独占禁止法の「不正な取引方法」に該当する疑いのある事案に接した場合、その内容を精査した上で公正取引委員会に通報を行い、また公正取引委員会が行う情報収集や審査においても経済産業省は必要に応じ、情報提供や人員の面で協力を行うこととしている。この「不正な取引方法」と思われる相談・情報に対し下記の連絡窓口を設置するとともに、中小企業庁では各地域に「下請かけこみ寺」を開設し、下請法や中小企業の取引問題への相談、アドバイス等を開始した。

本来、行政に依存することなく親事業者と金型事業者のあいだで法律に則った公正な取引が行われることが望ましいが、フォローアップ調査実施とともに法律の実効性を担保するうえでもこうした取り組みを積極的に推進していくことが必要である。

#### ●相談・情報の連絡先

経済産業省製造産業局素形材産業室 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1  
電話 03-3501-1511（内線 3827～3829）

#### ●下請かけこみ寺

本部	財団法人	全国中小企業取引振興協会	電話	03-5541-6655
	財団法人	北海道中小企業総合支援センター		011-232-2407
	財団法人	21あおもり産業総合支援センター		017-723-1040
	財団法人	いわて産業振興センター		019-631-3822
	財団法人	みやぎ産業振興機構		022-225-6636
	財団法人	あきた企業活性化センター		018-860-5623
	財団法人	山形県企業振興公社		023-647-0662
	財団法人	福島県産業振興センター		024-525-4077
	財団法人	茨城県中小企業振興公社		029-224-5317
	財団法人	栃木県産業振興センター		028-670-2603
	財団法人	群馬県産業支援機構		027-647-6504
	財団法人	埼玉県中小企業振興公社		048-647-4086
	財団法人	千葉県産業振興センター		043-299-2654
	財団法人	東京都中小企業振興公社		03-3251-7883

財団法人	神奈川産業振興センター	045-633-5200
財団法人	にいがた産業創造機構	025-246-0056
財団法人	長野県中小企業振興センター	026-227-5013
財団法人	やまなし産業支援機構	055-243-8037
財団法人	しずおか産業創造機構	054-273-4433
財団法人	あいち産業振興機構	052-231-6364
財団法人	岐阜県産業経済振興センター	058-277-1092
財団法人	三重県産業支援センター	059-228-7283
財団法人	富山県新世紀産業機構	076-444-5622
財団法人	石川県産業創出支援機構	076-267-1219
財団法人	ふくい産業支援センター	0776-67-7426
財団法人	滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
財団法人	京都産業21	075-315-8590
財団法人	奈良県中小企業支援センター	0742-36-8312
財団法人	大阪産業振興機構	06-6748-1144
財団法人	ひょうご産業活性化センター	078-230-8081
財団法人	わかやま産業振興財団	073-432-3412
財団法人	鳥取県産業振興機構	0857-52-3011
財団法人	しまね産業振興財団	0852-60-5114
財団法人	岡山県産業振興財団	086-286-9670
財団法人	ひろしま産業振興機構	082-240-7706
財団法人	やまぐち産業振興財団	083-922-9926
財団法人	とくしま産業振興機構	088-654-0101
財団法人	かがわ産業支援財団	087-868-9904
財団法人	えひめ産業振興財団	089-960-1102
財団法人	高知県産業振興センター	088-845-6600
財団法人	福岡県中小企業振興センター	092-622-6680
財団法人	佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4416
財団法人	長崎県産業振興財団	095-820-8860
財団法人	くまもとテクノ産業財団	096-289-2437
財団法人	大分県産業創造機構	097-533-0220
財団法人	宮崎県産業支援財団	0985-25-7530
財団法人	かごしま産業支援センター	099-219-1274
財団法人	沖縄県産業振興公社	098-859-6237

#### 下請法，及び本報告書と関連する参考資料

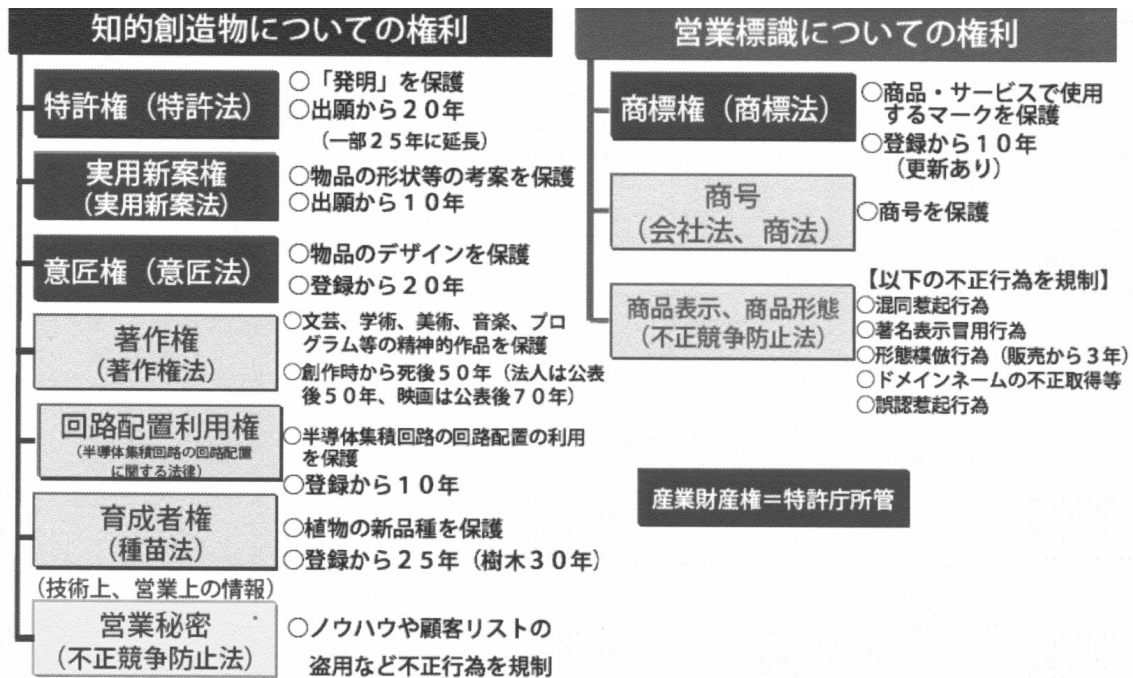
- ・ (財) 全国中小企業取引振興会「平成19年度 下請取引改善講習テキスト」
- ・ 公正取引委員会・中小企業庁「ポイント解説 下請法」
- ・ 公正取引委員会「知って得する下請法」
- ・ 素形材産業取引ガイドライン策定委員会報告書(平成18年11月)
- ・ 金属プレス加工業取引ガイドライン(平成20年2月)

< 付録 >

金型の知的財産について考える  
(入門編)

## <金型の知的財産権>

知的財産の種類



(特許庁 HP より)

「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。(知的財産基本法2条参照)

金型は、製作された金型自体は所有権の対象となるが、金型の形・構造は特許権・実用新案権などの対象として、金型の図面や仕様書は著作権などの対象とされ、技術ノウハウは営業秘密として、それぞれ知的財産権として法律上の保護の対象となり得る。

## <金型保護の方法について>

金型保護の方法としては直接に保護する方法と間接的に保護する方法がある。

金型を直接的に保護する方法としては、特許・実用新案によって保護する方法、契約によって保護する方法、不正競争防止法によって保護する方法が考えられる。

間接的に保護する方法としては著作権法による金型図面等の保護や信義則違反や独占禁止法違反などを問う方法が考えられる。

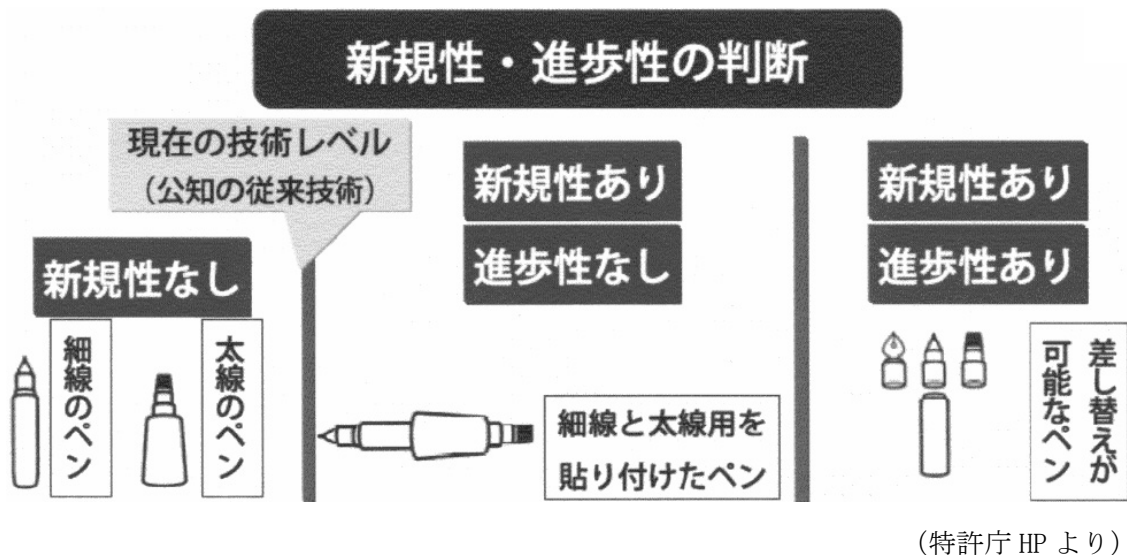
## <金型保護の直接的方法>

### 1、 特許権による保護による場合

特許権は、独占的かつ排他的な権利であるので、特許権者又は権利者の許諾を得た者のみが特許発明を業として独占的に実施でき、第三者が許可なく無断でそれを業として実施することを排除できる。

金型の特許権が第三者により侵害された場合、差し止め請求や損害賠償請求等の民事罰を侵害者に求めることができるとともに、侵害者に対して親告による刑事罰も請求できるので、金型の保護を図れる。

特許権登録が認められるためには、①新規性（その技術が出願時を基準として新しいものかどうか）、②進歩性（出願時の技術水準からその技術の発想が容易かどうか）、③先願性（特許庁に一番先に出願していたか）などの特許要件が審査される。



プレス金型、鋳造型、鍛造型、射出成型など金型そのものや製造方法や製造装置なども含めた金型に関連する特許申請は、1993年から2007年10月までに1万4千件以上あり、特許登録されたものは、1993年から2007年10月までの間に4千700件以上ある。

金型に関連する2007年度(10月まで)の特許登録数は、約190件、2006年度は約340件、2005年度は約280件と直近3年間で平均して年250件前後の登録がされている。(特許電子図書館調べ)

注) 1993年から2007年10月までにプレス金型は2600件以上、鍛造型の申請数は700件以上、鋳造型は3300件以上、射出成型型を含むプラスチック成形用金型は7000件以上の関連特許申請数がある。

## 2、 実用新案による保護の場合

特許権と実用新案権の違い

	特許	実用新案
保護対象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の考案に限定
実体審査	審査官が審査	無審査
権利の存続期間	出願から20年	出願から10年
権利になるまで	審査請求から平均26月	出願から2～3月 (不備のないもの)
費用 (登録から3年分)	約20万円	約2万円
権利行使	排他的権利	技術評価書を提示して警告した後でなければできない
出願件数	年間約40万8千件	年間約1万1千件

(特許庁HPより)

実用新案権は、物品の形状、構造又はこれらの組み合わせに係る考案を保護するものであり、金型もその構造や形状又はこれらの組み合わせなどが保護の対象となる。

実用新案権は特許権と異なり、無審査で早期に登録されるという利点があるものの、権利の存続期間が特許権の半分の10年しかなく、損害賠償請求、差止め請求などの権利行使は技術評価書を提示して警告した後でなければできないという制約がある。

## 3、 金型ユーザーとの個別の契約によって保護する方法

金型の保護のためには金型の取引契約をする際に金型のノウハウの帰属等について文書による明確化するなどをする必要がある。

例えば、個別の契約によって保護する方法には金型ユーザーに金型の製作図やデータ・ノウハウなどを外部に漏洩を禁止する秘密保持契や最初から金型製作図等を金型ユーザーに引き渡さないとする契約を締結したり、金型を無断で複製しないなどの義務を課すなどの方法が考えられる。

この方法によると金型ユーザーがこれに違反した場合、契約違反として損害賠償請求が可能となる。

他の方法として、後の当該金型に関して生じ得る利益を付加して金型に関する権利自体を金型ユーザーに販売してしまうという方法や別途ノウハウ料を請求して金型とは別に図面等を販売する方法も考えられる。

注2) ①秘密保持契約の文例

②(社)金型工業会作成の契約書(文例)

## 4、不正競争防止方法上の保護による場合

金型図面を含む金型に関する情報を、不正競争防止方法上の営業秘密として保護する方法がある。但し、金型に関する情報が営業秘密であるとされる判断基準は厳格であるため、金型業界での適用は極めて困難である。

営業秘密の侵害にあたりとされた場合は、それを利用した他社の行為の利用差止め請求や損害賠償請求、刑事責任の追及などが可能である。

これによって例えば、他の企業が自社の金型図やデータを不正に取得して営業活動を行っている場合に、裁判所にその行為をやめるようにと差止め請求や損害賠償を請求したり、検察庁等に訴えて刑事責任を追及することが可能となる。

不正競争防止法上で「営業秘密」として保護されるためには①秘密管理性②有用性③非公知性等の厳格な要件がある。

### ① 秘密管理性の要件

情報にアクセスするものを制限すること（アクセス制限）

例：管理者の人数の制限、施錠されている保管室への保管、パスワード制限などによるコンピューターへの外部者のアクセス防止措置など。

情報にアクセスした者にそれが秘密であると認識できること（客観的認識可能性）

例：「秘」の印を書類に押してある、社員が秘密管理の責務を認知するための教育の実施、就業規則における秘密保持義務についての明確な規定

### ② 有用性の要件

当該情報自体が客観的に事業活動に利用されていたり、利用されることによって、経費の節約、経営効率の改善に役立つこと。

具体例：設計図、製造方法、製造ノウハウ、顧客名簿、販売マニュアル

### ③ 非公知性の要件

保管者の管理下以外では一般に入手できない情報であること

非公知性がないとされる例：刊行物等に記載された情報

## <金型保護の間接的方法>

### 1、金型設計図面の著作権保護による場合

金型の技術情報の移転は、金型図面と金型仕様書を通じて行われる。

金型図面や金型仕様書の著作物性の成立については議論があるが、金型図面や金型仕様書を著作権物として保護し、ひいては金型の技術情報を間接的に保護する方法がある。

金型図面は、その作成過程で技術者の技術思想や感情を学術的・創作的に表現する一種の学術的な著作物といえるので、著作権の保護の対象となり得る。

金型設計図面を著作権保護による場合、例えば、金型を第三者の工場で生産させるために金型図面を無断でコピーをとるなどして交付した行為に対して損害賠償請求や差止め請求が可能となる。

著作権は、特許などと異なり、申請や登録といった手続きを一切必要とせず、創作物た

る著作物が創造された時点で、自動的に付与される権利であるため、費用も取得の手間もかからず、比較的取得しやすい権利といえるが、問題もある。

著作権による場合、登録などが無いため権利を侵害した側が独自に作ったものだと主張した場合、どちらが本当にその作品を作ったのかが第三者からは判断がしにくいいため、自らが権利者だという証明に困難が生じることがある。

金型図面が著作権で保護されるといっても保護の対象は金型図面の「創作的表現」自体で中身のアイデアや思想は保護されないため、単に第三者が図面（本物であるか複製物であるかを問わず）をみて金型を製造した場合には著作権侵害とならないという問題もある。

（注3）大阪地裁昭和61年（ワ）第4752号の丸棒矯正機事件（機械図面の著作物性を認めた）

## 2、信義則違反を理由とした保護による場合

これまでにあげた保護の他に金型製作会社が作成した金型を金型ユーザーが原製作会社以外の国内外で同じものを作成して利用した場合、民法上の信義則違反として損害賠償請求などの対象となる場合がある。

これは契約の内容にもよるが、金型が一品受注のオーダーメイド品である性質からすれば、後の金型の受注などを考慮して値段が低めに設定されていた場合などは継続的発注に対する一種の期待権が生じることがあるので、金型契約における信義則上の付随義務（金型契約をした契約当事者同士においては、相手方に損害が生じないように配慮する義務）違反として損害賠償請求をなすことが可能となる場合がある。

特に金型製作の際に十分な対価が支払われていれば、仮に金型が他社や海外に事後的に持ち込まれて利用されても金型製作会社は不満がない。しかし、金型製作の利益が十分にあがらない安い値段で仕事を金型ユーザーが依頼しているからこそ、金型の利用について信義則違反を問う余地があるといえる。

注4）「東京高裁昭和60年（ネ）2126号・2223号」では契約交渉段階で生じた信義則上の契約成立への期待権侵害による賠償責任を認めている。その他継続的供給契約における期待権侵害や労働契約に関する再雇用の期待権侵害など、信義則上の期待権の存在を認める判決が各種契約分野でなされている。

## 3、独占禁止法による保護による場合

金型ユーザーにおけるその経済的に優位な地位を利用した不利な契約の押し付けをされた場合は、独占禁止法の自己の取引上の地位を不当に利用した不公正な取引方法（独禁法19条・2条9項5号）として禁止対象となり得る。

注5）（独占禁止法第19条、第2条第9項第5号）

## <まとめ>

以上にあげたような保護方法のいずれかをとることにより、金型の直接的間接的保護を図ることは可能であるが、金型および金型技術情報が重要な「知的財産」であるという認識が十分に浸透しているとはいえない状況である。

今後はその認識を広めるとともに、行政庁などに対しても新法成立やその他保護策の実施を求めるように働きかけをする必要があるといえる。

会員の皆様は、重要な「知的財産」という認識を持っていただくとともに権利意識を深めていただくことが肝要である。

金型保護のためには法律などの外部的働きかけのみならず、当事者である会員の皆様の努力も必要であるといえる。

(参考)

- ① 秘密保持契約書文例（経済産業省ホームページ<sup>㊥</sup>）
- ② 取引基本契約文例（同上）
- ③ 独占禁止法条文
- ④ 中小企業向け特許取得支援策

金型取引ガイドライン  
(正しい金型受発注マニュアル)

平成20年6月発行

社団法人日本金型工業会  
〒113-0034 東京都文京区湯島2-33-12  
金型年金会館1階  
TEL. 03-5816-5911 FAX. 03-5816-5913  
E-mail : [jdma@jdma.net](mailto:jdma@jdma.net)